

# 訴 状

平成22年11月11日

大阪地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 亀 井 尚 也

同 杉 浦 健 二

同 谷 口 芙 美

同 北 村 拓 也

当事者 当事者目録記載のとおり

消費者契約法に基づく差止請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、被告が消費者と受講契約を締結するにあたって、別紙規定条項目録1, 2または3記載の条項を含む契約の締結をしてはならない
  - 2 被告は、別紙規定条項目録1, 2または3記載の条項を記載した講座受講規定、講座申込書等の取引書類を廃棄せよ
  - 3 被告は、別紙規定条項目録1, 2または3記載の条項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう）を被告のウェブページから削除せよ
  - 4 被告は、被告が消費者と受講契約を締結するにあたって、消費者からの受講契約の解約を制限する条項を含む契約の締結をしてはならない
  - 5 被告は、消費者からの受講契約の解約を制限する条項を記載した講座受講規定、講座申込書等の取引書類を消費者に配布してはならない
  - 6 被告は、消費者からの受講契約の解約を制限する条項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう）を被告のウェブページに掲載してはならない
  - 7 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

- (1) 原告は、平成20年5月28日に、内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づいて認定された適格消費者団体である（甲1）。
- (2) 被告は、「東京法経学院」の名称で、司法書士試験、行政書士試験、測量士補試験、土地家屋調査士試験、社会保険労務士試験、宅地建物取引主任者試験およびマンション管理員試験の受験対策講座を提供すること等を業として営む株式会

社である（甲2）。

## 2 被告が受講契約解約について定める規定条項

被告は、被告ウェブサイト上で「東京法経学院 講座受講規定」（以下「講座受講規定」という）を掲載しており（甲5）、被告が実施する講座の受講については、講座受講規定により取り扱うものとしている（甲5の第1【適用範囲】）。

この講座受講規定には、別紙規定条項目録1記載の条項が含まれている（甲5の第5【解約・返金等】。以下この条項を「本件解約権制限条項」という）。

また被告が配布しているパンフレットの「申込方法」欄には別紙規定条項目録2記載の条項が印刷されており（甲6の最終頁）、同じく被告が配布している入学申込書（甲7）には、別紙規定条項目録3記載の条項が印刷されている。

しかしながら、本件解約権制限条項並びに別紙規定条項目録2及び3記載の条項その他消費者からの受講契約の解約を制限する条項は、消費者契約法10条により無効である。以下詳述する。

## 3 消費者契約法10条について

消費者契約法10条は、不当な消費者契約の条項を無効とするための要件として、①「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定からの逸脱」すなわち任意規定からの逸脱と②「民法第1条第2項に規定する基本原則」違反すなわち信義則違反の2点をあげている。

ここでいう①任意規定とは、契約上の合意がなされなかった場合に適用される法律や契約に関する一般法理を指し、かかる法律及び一般法理には、交渉力に格差がない対等当事者間で妥当する適正な価値判断ないし正義内容が含まれているため、任意規定からの逸脱は、交渉力に劣位する消費者を不当に害するものと推定される。

また②信義則違反とは、問題となっている契約条項が存するために、事業者が、消費者が本来有しているはずの利益を奪っており、その結果、正当な理由

もなく両当事者間の利益の衡平が損なわれていることを意味する。

#### 4 中途解約権の保障について

資格試験合格を目指した教育を内容とする講座を継続的に提供する契約であって、特にその受講料の支払を先給付としているものについては、当該講座を受講中、消費者において任意に受講契約を中途解約することができる。

かかる中途解約権の保障は、以下のとおり根拠づけられる。

##### (1) 民法651条の適用ないし類推適用

受講契約は、事業者の提供する施設・設備を利用しながら、教育という役務の提供を受けることを主たる目的として行われるものであり、準委任契約ないし準委任契約に近い無名契約であり、民法651条の適用ないし類推適用があると考えてよい。

民法は、労務給付型の典型契約として、雇用契約、請負契約および委任契約の3種をおいている。

受講契約は、労務の結果である仕事の完成（資格試験の合格）を給付内容としているわけではなく、結果の保証がない点からすれば、請負契約とは評価できない。

また雇用契約においては、被用者は雇用者の指揮下で労務を給付するところ、本件のような受講契約では、被告は受講者の指揮下で教育サービスを提供しているわけではない以上、雇用契約とも評価しがたい。

これに対し委任契約は、受任者の裁量に従って委任者の事務の処理のための労務の給付がなされるものであるところ、本件で被告は、独立した専門家としての立場から教育サービスの提供をしていることに鑑みれば、本件のような受講契約は、準委任契約ないしは準委任契約類似の契約に該当する。

そうすると、民法651条ないしその類推適用により、受講者は受講契約をいつでも将来に向けて解除することができる。

##### (2) 継続的役務提供契約における中途解約権

民法典の定める継続的な役務提供契約である、雇用契約、請負契約および委任契約については、いずれも役務提供相手方からの一方的解除権が規定されている（雇用契約につき民法627条、請負契約につき同法641条、委任契約につき同法651条）。

継続的な役務提供契約における一方的解除権は、もはや役務提供を受けることが無用になったにもかかわらず受領を強いられることとなる事態から相手方を解放することで、不必要となったサービスの受領を強制されるとともにその対価の支払を強えられる事態を避けるために認められているものであり、継続的役務提供契約一般に妥当する準則である。

本件のごとき受講契約が、継続的な役務提供契約に該当することは明らかである以上、民法の定める準則に従って、中途解約権が認められる。

- (3) 以上のとおり、受講契約においては中途解約権が保障されているのであり、かかる中途解約権を剥奪し、または侵害することは、消費者の利益を信義則に反して一方的に害するものと評価できる。

#### 5 本件解約権制限条項の効力

本件解約権制限条項は、受講申込後に解約による返金請求ができる場合について、①受講申込者本人の死亡、重大な疾病による受講不能の場合（これにつき医師の診断書の提出を要する）と、②上記①に準ずる正当な理由がある場合にのみ、受講申込者は被告に対して申込の撤回・取消および受講契約の取消・解約等により返金を請求することができるとしており、「経済事情が悪化した、受講する時間的余裕がなくなった、等の個人的都合によるものについては、通常の取引同様、一切応じられませんので予めご了承願います」と規定している（甲5の第5【解約・返金等】（1））。

本件解約権制限条項は、消費者が契約を解約できる場合を、消費者の死亡や重大な疾病とそれに準ずる場合といったごく限られた場合に限定しており、実質的には一切解約を認めないものであり、消費者に対して強固に保障されてい

る中途解約権を、全面的かつ一方的に奪うものである。

そして被告が受講希望者宛に配布したパンフレットの「申込方法」欄には別紙規定条項目録2記載の条項が印刷されており（甲6の最終頁）、また被告が受講希望者宛に同じく配布した入学申込書（甲7）には別紙規定条項目録3記載の条項が印刷されているところ、これらの各条項は、解約時期も理由の如何も問わずに受講申込者による解約を全く許さないとしており、これらの各条項についても、消費者に保障される中途解約権を全面的かつ一方的に奪うものである。

したがって、本件解約権制限条項並びに別紙規定条項目録2及び3記載の条項その他消費者からの受講契約の解約を制限する条項は、民法の公の秩序に關しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し（消費者契約法10条前段）、かつ、民法1条2項に規定する基本原則に反して、消費者の利益を一方的に害するものであるから（消費者契約法10条後段）、消費者契約法10条により無効である。

6 被告が本件解約権制限条項その他消費者からの受講契約の解約を制限する条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれ

(1) 被告は、本件解約権制限条項が記載された講座受講規定を、被告ウェブサイト上に掲載しており（甲5）、この同規定にしたがって、消費者からの契約申込みを受け付けている。

また被告は、別紙規定条項目録2記載の条項を掲載したパンフレット及び別紙規定条項目録3記載の条項を掲載した入学申込書を、資料配布希望者宛に送付している（甲6の最終頁及び甲7）。

(2) 原告の申入れに対する対応

原告は、被告の前身である株式会社東京法経学院出版に対し、平成19年3月2日、同社の申込規定において消費者の解約権を制限した条項を削除す

るように求める「申入書」(甲8)を送付した。これに対して同社からは、何らの回答もなされなかった。

そこで、原告は、被告に対し、平成22年4月19日、再度、上記申入書と同様の内容の「申入書」(甲9)を送付したが、これに対して被告からは、なお何らの回答もなされなかった。

- (3) 以上によれば、被告が、不特定かつ多数の消費者との間で、本件解約権制限条項その他消費者からの受講契約の解約を制限する条項を含む消費者契約の申込又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれが存することは明らかである。

7 本件解約権制限条項その他消費者からの受講契約の解約を制限する条項を含む契約の締結の停止、予防又はこれに必要な措置への該当性

被告は、本件解約権制限条項が記載された講座受講規定を、被告ウェブサイト上に掲載しており(甲5)、この同規定にしたがって、消費者からの契約申込みを受け付けている。

また被告は、別紙規定条項目録2記載の条項を掲載したパンフレット及び別紙規定条項目録3記載の条項を掲載した入学申込書を、資料配布希望者宛に送付している(甲6の最終頁及び甲7)。

したがって、被告が消費者と講座受講契約を締結するにあたって本件解約権制限条項その他消費者からの受講契約の解約を制限する条項を含む契約の締結を停止することに加えて、それらを記載した文書の廃棄・配布の禁止、それらを記録した電磁的記録のウェブページからの削除、ウェブページへの掲載を禁止することは、それらの条項を含む消費者契約の締結の停止もしくは予防またはこれに必要な措置となる。

8 消費者契約法41条に基づく事前の請求

- (1) 原告は、平成22年9月17日付「消費者契約法41条1項に基づく請求書」(甲10の1)をもって、書面による事前の請求を行い、同書面は、

平成22年9月21日に被告に到達した（甲10の2）。

(2) 平成22年9月28日の経過をもって、同法41条第1項に基づく書面による事前の請求書面が被告に到達した日から1週間が経過した。

#### 9 管轄について

被告は「東京法経学院 大阪校」との名称で、大阪市北区芝田1-4-14芝田町ビル6階において、受講契約の締結を行い、司法書士試験、行政書士試験、土地家屋調査士試験の受験対策講座を提供している（甲3及び4）。

したがって、本件訴えにつき、大阪地方裁判所は管轄を有している（消費者契約法43条、民事訴訟法5条5号）。

#### 10 結語

よって、原告は、被告に対し、消費者契約法12条3項に基づき、本件解約権制限条項並びに別紙規定条項目録2及び3記載の条項その他消費者からの受講契約の解約を制限する条項を含む消費者契約の締結の停止もしくは予防またはこれに必要な措置として、請求の趣旨記載のとおり求める。

#### 証拠方法

別紙証拠説明書記載のとおり

#### 附属書類

1 訴状副本	1 通
2 甲号証の写し	各 2 通
3 履歴事項全部証明書	2 通
4 訴訟委任状	1 通



## 当事者目録

〒 650-0022 神戸市中央区元町通 6 丁目 7 番 10 号元町関西ビル 3 階  
原 告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット  
理 事 清 水 巖

(送達先)

〒 650-0015 神戸市中央区多聞通 2-1-10 第二法友会館 3 階  
原告訴訟代理人弁護士 亀 井 尚 也  
同 杉 浦 健 二

〒 650-0027 神戸市中央区中町通 2-1-18 日本生命神戸駅前ビル 11 階  
原告訴訟代理人弁護士 谷 口 芙 美

〒 650-0016 神戸市中央区橘通 2-1-9 グリーンビル 3 階  
原告訴訟代理人弁護士 北 村 拓 也

〒 150-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 27 番 9 号新宿パークビル 5 F  
被 告 株式会社東京法経学院  
代表取締役 里 見 哲 夫

## 規定条項目録 1

お客様は、受講申込後においては、お客様ご本人の死亡、重大な疾病による受講不能（医師の診断書を提出していただきます。）または、これらに準ずる正当事由がなければ、申込の撤回・取消および受講契約の取消・解約等により、返金を請求することはできません。たとえば、経済事情が悪化した、受講する時間的余裕がなくなった、等の個人的都合によるものについては、通常取引同様、一切応じられませんので予めご了承ください。

## 規定条項目録 2

納入された学費は、理由のいかんを問わず返金できません。

### 規定条項目録 3

一旦納入した学費は理由のいかんを問わず返金を希望いたしません。